



関 広 監 第 9 号

令和 8 年 8 月 2 1 日

関西広域連合広域連合長 三日月 大 造 様

関西広域連合監査委員 小川 泰彦

関西広域連合監査委員 井下 泰憲



監査結果の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、監査を執行したので、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和 7 年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

令和 8 年 7 月 3 1 日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

3 意見

監査の結果、次のとおり意見を付す。

- (1) 関西広域連合では、管内におけるドクターヘリの一体的な運航体制の充実を図ることにより、広域救急医療体制の強化に努めているところであるが、ドクターヘリ運航委託事業者の整備士不足により、度重なる一時的な運航停止が発生し、本年4月からは大阪府及び徳島県のドクターヘリにおいて通年運航可能な運航委託先が確保されていないなど、その根幹を揺るがしかねない危機的状況にある。

今後とも、関係機関等と連携し、あるいは協力を求めながら、必要な広域救急医療体制の確保、さらには、安定的なドクターヘリの運航体制の確立に、引き続き努められたい。

- (2) 地方自治法においては、契約について、一般競争入札を基本とし、予定価格が一定額を超えない場合、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等は、随意契約によることができることとされているが、その場合においても契約事務の公平性及び透明性の保持、経済性の確保が求められるところである。

中でも、公募型プロポーザル方式による随意契約は、専門的な知識や技術を生かした企画提案に基づき業務内容等を定める方が優れた成果を期待できる場合に実施するものであるが、同方式を採用する場合は、同方式の採用理由を明らかにすること、複数の事業者から応募されるよう仕様等の内容を工夫すること等により、前述の公平性の保持等により一層留意されたい。

- (3) 大阪・関西万博やワールドマスタースゲームズ 2027 関西の開催等により、関西が注目される中、関西広域連合が府県域を越える唯一の広域連合として、つながる力を結集し、様々な広域的な行政ニーズに対して積極的に取り組むとともに、我が国の「もう一つの極」として分権型社会を先導することを期待する。

また、関西広域連合は、多岐にわたる事業を実施しているが、当初（最終）予算額と決算額に相当の乖離が見られる事業が散見されるところであり、更に創意工夫を凝らし、限られた予算をより効果的かつ効率的に執行されるよう努められたい。